

# 上溝地区防災計画



# 目 次

## 1 総 則

### 第1章 地区の概要

- 1 自然的条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 社会的条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

### 第2章 地区防災計画の方針

- 1 目 的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 地区防災計画の構成及び組織編成・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画の修正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

### 第3章 自助・共助の基本及び地区住民等の役割

- 1 地区住民の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 自主防災組織の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 事業者の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4 高層共同住宅管理者等の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

### 第4章 防災アセスメント調査による地区被害想定

- 1 想定地震と条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 建物被害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 人的被害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

## 2 災害予防計画

### 第1章 災害に強い地区づくり

- 1 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 自主防災組織等の育成支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 平常時の自主防災組織等の活動内容・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 4 災害時の自主防災組織等の活動内容・・・・・・・・・・・・・・ 1 0
- 5 避難場所及び避難所等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1

### 第2章 災害に対する備え

- 1 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2
- 2 自主防災組織等の取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2
- 3 各家庭での取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4

### 3 応急対策計画（地震・風水害）

#### 第1章 地区災害対策本部活動

- 1 地区災害対策本部の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 6
- 2 本部の活動内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 6
- 3 本部の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 6

#### 第2章 単位自主防災組織活動

- 1 単位自主防災組織の本部の設置及び活動内容・・・・・・・・ 1 7
- 2 単位自主防災組織の各班の活動内容・・・・・・・・ 1 8
- 3 住民の安否確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 5
- 4 在宅避難者の把握・支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 5
- 5 ボランティア活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 6
- 6 他組織との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 7

# 1 総 則



# 第1章 地区の概要

## 1 自然的条件

上溝地区が位置している相模原台地は、多摩丘陵と相模低地に挟まれて発達しており、北東境には境川、南西境には相模川が流れています。相模原台地は、南北に扇状にのびる台地で、穏やかな起伏を伴って南に傾斜しています。台地は、5段の段丘面で構成されており、その境は比高数mの傾斜地（段丘崖）となっています。台地には、道保川、鳩川、姥川、八瀬川といった小河川が流れています。

上溝地区は、その中でも田名原面と呼ばれる下位段丘面に分類され、自然災害発生の危険性は低いとされていますが、地区内に小河川（道保川、鳩川、姥川）が流れているため、過去に浸水被害が発生しています。また、宅地化により、コンクリートやアスファルトなどの被覆が多くなり、大雨時には谷地形の箇所水が溜まりやすくなっています。

さらに、横山、陽光台との境に段丘崖があり、大雨や地震時に崖崩れによる被害が発生しやすい地区を含んでいます。

## 2 社会的条件

### (1) 人口

上溝地区の人口は、平成27年4月1日現在、13,960世帯、33,819人となっています。年齢別では、年少人口（15歳未満）が14.1%、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）が63.2%、高齢人口（65歳以上）が22.8%となっています。市の平均と比較すると年少人口が多く、生産年齢人口と高齢人口が少なくなっています。

また、外国人の登録人口は398人であり、地区人口の1.2%を占めています。

### (2) 交通

上溝地区は、国道129号が西側の地区境を通過していますが、高架になっている部分もあり、橋脚の倒壊による被害の拡大等にも注意が必要です。

鉄道は、JR相模線が地区を南北に通っており、上溝駅、番田駅の2駅が設置されています。

### (3) その他

上溝地区内には小河川があり、橋梁が数多くあるため、大規模地震発生時に落橋した場合は、地区が分断される可能性を含んでいます。

## 第2章 地区防災計画の方針

### 1 目的

東日本大震災をはじめ、これまでの多くの災害の教訓からも、大規模災害の発災直後には、消防や各行政機関など、「公助」による対応にも限界があるため、自らの身は自ら守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の考え方を基本に、発災時に市民や地区自らが対応できる体制をつくることが重要となります。

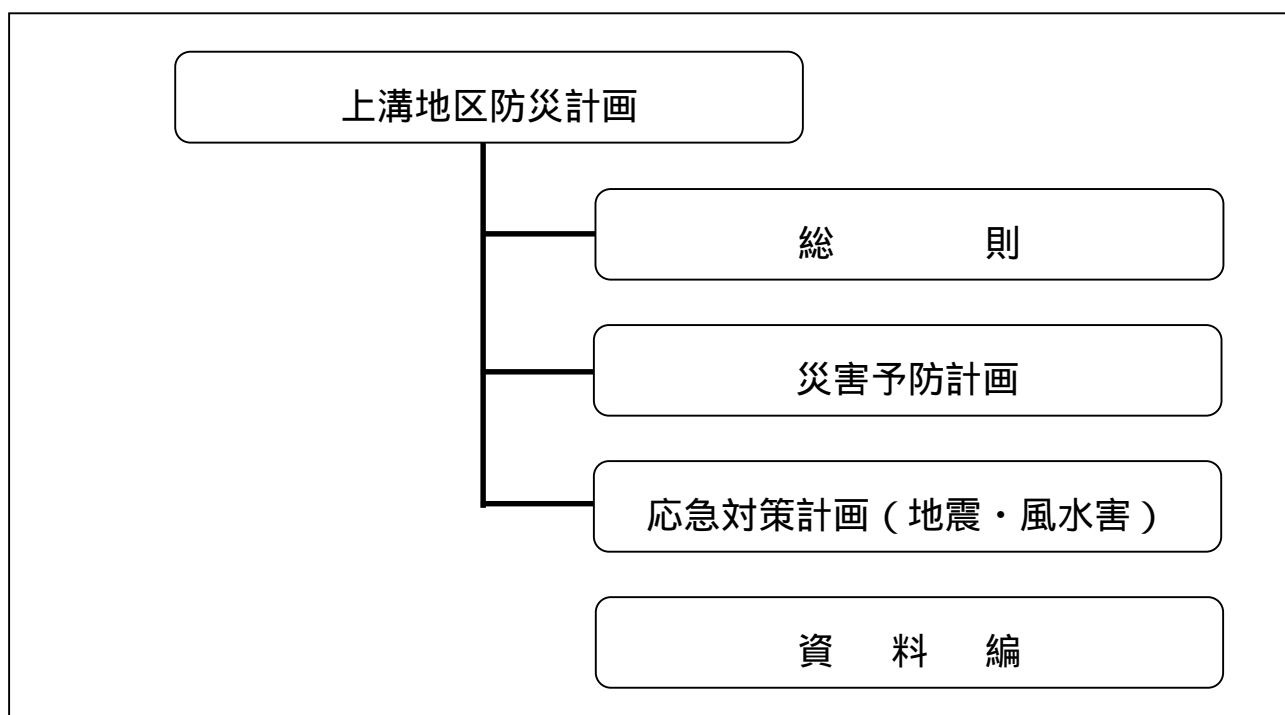
このため、地区の特性に応じて、大地震や風水害など様々な災害の危険性を考慮しながら、地区における防災力を高めることを目的とします。

### 2 地区防災計画の構成及び組織編成

上溝地区防災計画は、総則、災害予防計画、応急対策計画（地震・風水害）及び資料編で構成しています。

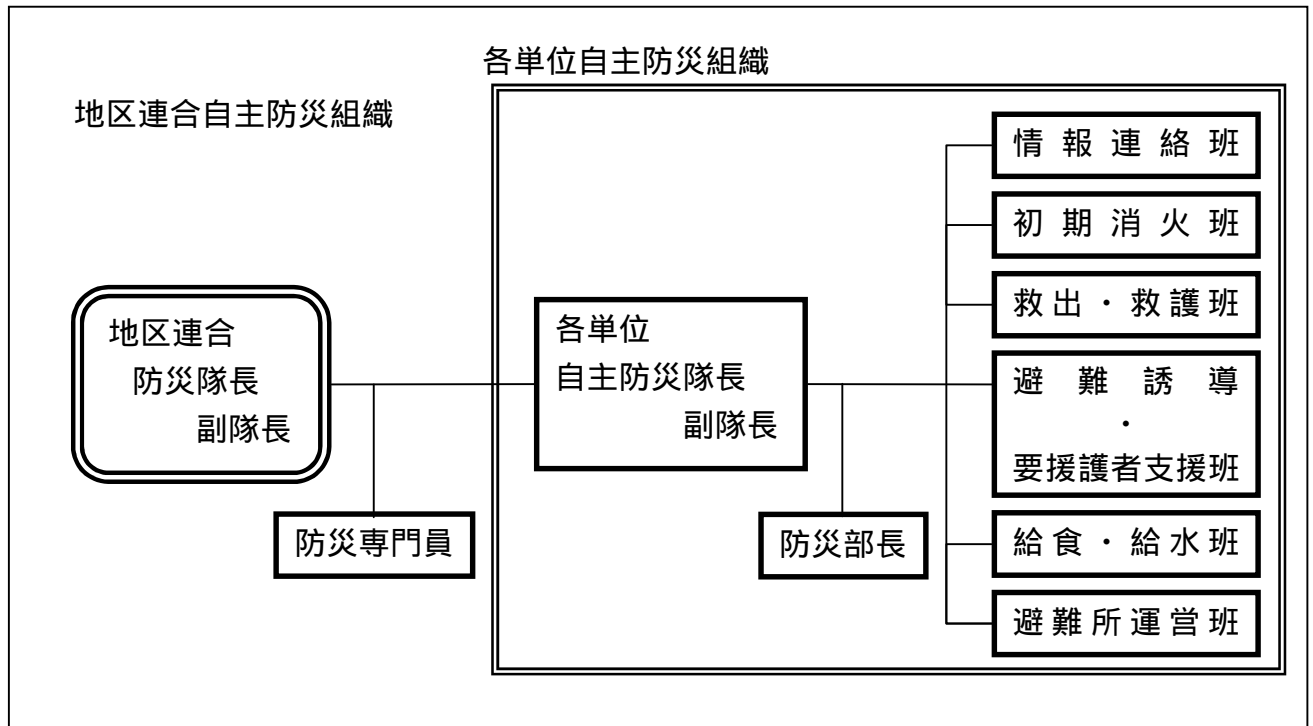
地区防災計画の基となる組織は、地区に密着した活動が不可欠なため、自治会等を母体とした単位自主防災組織とし、また、地区としての連絡体制や協力体制を確保し、災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、地区連合自治会を単位とした連合自主防災組織とします。

#### 計 画 の 構 成





## 組織編成イメージ図



### 3 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正していきます。

そのため、多様な主体の意見を反映できるよう、計画の検討・修正の際は、女性、災害時要援護者支援団体、地区内の企業等の参画を促進していきます。

#### 計画の修正（見直し）基本方針

- ・計画内容に影響のない修正（法令等の引用条文など）については、適宜、修正を行い、まちづくり会議等に報告することとします。
- ・計画内容の変更を伴う修正については、計画策定組織に準じた構成員により、検討・調整を行い、まちづくり会議へ付議し、意見を聞くものとします。

## 第3章 自助・共助の基本及び地区住民等の役割

### 1 地区住民の役割

日頃から自主防災組織へ参加し、体制等の整備、教育訓練に協力するとともに、災害時には地区の住民・事業者と連携して、各種活動を円滑に実施できるように、「自らの身は自ら守る(自助)」及び「自分たちのまちは自分たちで守る(共助)」という意識を持ち、災害に対する備えを行います。

- (1) 防災訓練など地区の防災活動への積極的な参加。
- (2) 少なくとも3日分以上の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持出し品の準備など「自助」の取組みの実施。
- (3) 隣近所が相互に協力して助け合い、情報の把握、出火の防止、初期消火、安否確認、救出・救護等を実施するとともに、避難する場合には、災害時要援護者の支援を行い、冷静かつ積極的な行動の実施。
- (4) 過去の災害の教訓を伝承し、災害時には自らの情報の発信。
- (5) その他、市及び各防災関係機関の行う防災対策活動への協力。

### 2 自主防災組織の役割

地区住民、事業所、自主防災組織等の防災行動力の向上及び相互協力関係の強化、災害時の連絡体制の整備、ルールづくりをすすめ、災害に強い地区の形成の中心的な役割を果たします。

- (1) 日頃から、地区内の危険箇所、避難経路、災害時要援護者等の状況等を把握し、地区内の防災に係る方針の策定支援や防災マップ、防災活動用資機材の整備、点検の実施。
- (2) 組織の班編成や活動内容を明確にしておき、組織員の教育訓練を推進するとともに、地区住民の参加、地区事業者との連携の促進等、地区全体の防災力を向上させる取組みの実施。
- (3) 災害時には、情報の収集・伝達、救出・救護、消火、避難誘導、避難所の運営協力、災害時要援護者の支援等の実施。

### 3 事業者の役割

事業所の就業時間中に災害が発生した場合は、従業員の方も上溝地区での被災者となります。従業員を守るためにも地区と連携し、日頃から災害に対する備えをします。

- (1) 日頃から、その管理する施設及び設備の耐震性の確保、従業員等の発災時の一斉帰宅抑制のための3日分以上の食料及び飲料水等の備蓄、初期消火、救出・救護等のための資機材の整備、従業員の安否確認及び従業員と家族の連絡手段の確保、さらに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施。
- (2) 対策の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、地区住民及び自主防災組織と連携して、地区における防災活動に参加する等、地区と連携した共助の取組み。
- (3) 災害が発生した場合には、行政、地区住民及び自主防災組織と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出・救護、避難誘導、帰宅困難者対策等の積極的な行動の実施。

### 4 高層共同住宅管理者等の役割

高層建物の所有者や管理者は、居住者等を災害から守るためにも、建物の特性に合わせた事前対策の実施や地区との防災に関する話し合いなど、日頃から災害に対する備えをします。

- (1) 日頃から、建物及び設備の耐震性の維持、確保。
- (2) 地震等によるエレベーターや電気、ガス、上下水道等の停止を想定した、居住者の生活支障対策用設備及び資機材の整備並びに共同住宅内の自主防災体制の整備。
- (3) 周辺住民や自主防災組織との連携強化。
- (4) 災害時には、居住者等の防災活動を統括するとともに、高層階居住者の生活支障対策を実施。

## 第4章 防災アセスメント調査による地区被害想定

### 1 想定地震と条件

想定地震と発生時刻等の条件は、次のとおりである。

想定地震	相模原市東部直下地震	本市の東部地域直下の地震 (マグニチュード7.1、地区内最大震度6強)
	相模原市西部直下地震	本市の西部地域直下の地震 (マグニチュード7.1、地区内最大震度6強)
	大正関東タイプ地震	相模トラフで発生する海溝型地震 (マグニチュード8クラス、地区内最大震度6弱)
条件	季節・時刻	夏の昼12時、冬の18時、冬の深夜2時の3ケース
	天候	晴れ、風速3m(本市の平均風速)

### 2 建物被害

建物被害は次のとおりである。(被害量が最大：冬の18時)

単位：件

想定地震	建物総数	全壊	焼失	大規模半壊	半壊
相模原市東部直下地震	9,130	460	67	0	1,360
相模原市西部直下地震	9,130	218	15	0	1,019
大正関東タイプ地震	9,130	73	0	0	627

### 3 人的被害

人的被害は、次のとおりである。（被害量が最大：冬の2時、冬の18時）

単位：人

		相模原市 東部直下地震	相模原市 西部直下地震	大正関東 タイプ地震
冬の2時	死者	29	14	4
	閉込者	162	77	26
	重傷者	32	16	6
	軽傷者	197	137	80
冬の18時	避難者 (避難当日)	1,277	662	281
	避難者 (避難1週間後)	2,922	2,142	1,423



## 2 災害予防計画





# 第1章 災害に強い地区づくり

## 1 基本方針

地震や風水害などの災害は、いつどこで起こるかわかりません。

上溝地区においても、地震や風水害などの大規模災害が発生した場合、消防や各行政機関などの行う「公助」による対応だけでは、限界があります。

そのため、単位自主防災組織を中心に、自分の命は自分で守る「自助」や自分たちのまちは自分たちで守る「共助」による取組みを進めていきます。

## 2 自主防災組織等の育成支援

### (1) 自主防災組織

上溝地区は、地区防災活動の推進を図り、自治会等を中心とした自主防災組織の育成を推進するとともに、地区内の防災リーダーを支援します。その際、女性の参画の促進に努めることとします。

### (2) 訓練等

上溝地区は、自主防災組織が災害時に有効に活動できるよう、組織の充実強化を図るための訓練等を支援していきます。

## 3 平常時の自主防災組織等の活動内容

平常時の自主防災組織等は、以下の組織体制を基本とし、上溝地区の防災力向上に取り組みます。

### (1) 地区連合自主防災組織

地区連合防災組織は、各単位自主防災組織との調整を行い、上溝地区全体での防災に関する予防活動を行います。

役 職	役 割
地区連合防災隊長	地区防災訓練やイベント等の計画・実施 地区連合自主防災組織間の連絡・協力体制の整備
地区連合防災副隊長	地区連合防災隊長の補佐
防災専門員	地区連合防災隊長の補佐 防災活動等に係る専門的・技術的指導

## (2) 単位自主防災組織

平常時の単位自主防災組織は、以下の組織体制を基本として組織し、災害時に備えた対策を図るよう努めることとします。

### 【単位自主防災組織本部】

役 職	役 割
自主防災隊長	地区連合自主防災組織との連絡調整 防災訓練等の計画・実施 組織内の情報伝達体制の整備
自主防災隊副隊長	自主防災隊長の補佐
防災部長	自主防災隊長の補佐 防災活動に対する専門的・技術的指導

### 【単位自主防災組織各班】

班 名	役 割
情報連絡班	啓発活動、情報伝達訓練及び連絡様式の準備等
初期消火班	消火技術の習得や消火器等の事前点検を行うとともに、地区内の事業所が持つ自衛消防隊との連絡体制の構築
救出・救護班	救出方法、応急手当の方法、担架搬送の要領等の技術を習得
避難誘導・要援護者支援班	避難経路の安全チェック、危険要素のチェック 災害時要援護者の把握、支援方法の確立
給食・給水班	炊き出し方法、給食の配分方法、給水方法を習得
避難所運営班	避難所運営本部の立ち上げ及び運営方法についての訓練

#### 4 災害時の自主防災組織等の活動内容

災害時には、市の現地対策班と地区連合自主防災組織、各单位自主防災組織等が連携し、災害対応に当たることとします。

##### (1) 地区連合自主防災組織

地区連合防災組織は、事前に定められた人員により、市の現地対策班とともに、上溝まちづくりセンターに本部を設置し、活動を行います。

役 職	役 割
地区連合防災隊長	市の現地対策班と各单位自主防災組織の間に立ち、情報の取りまとめや伝達活動 各单位自主防災組織や避難所間の連絡・調整 各单位自主防災組織を超えた効果的な災害対応
地区連合防災副隊長	地区連合防災隊長の補佐
防災専門員	地区連合防災隊長の補佐 防災活動に係る専門的・技術的指導

##### (2) 単位自主防災組織

単位自主防災組織は、以下の組織体制を基本としますが、単位自主防災組織の規模や災害の状況等に応じて各班を編成することが大切であるため、班体制の順位については目安とし、単位自主防災隊長の判断により編成し、活動を行います。

##### 【単位自主防災組織本部】

役 職	役 割
自主防災隊長	状況に応じた各班の編成・総合調整 単位自主防災組織全体の防災活動の統率
自主防災隊副隊長	自主防災隊長の補佐
防災部長	自主防災隊長の補佐 防災活動に対する専門的・技術的指導
自主防災隊員	各班を編成し、防災活動

## 【単位自主防災組織各班】

順位	班名	役割
1	情報連絡班	情報を収集し、地区連合自主防災組織に連絡 正しい情報を地区住民等に伝達
2	初期消火班	自身の安全を確保し、初期消火活動 火災の拡大の防御
3	救出・救護班	負傷者等の救出・救護活動 負傷者の応急手当と救護所への搬送
4	避難誘導・要援護者支援班	市民の避難誘導活動 避難者の安全確保・安全確認 関係団体などと協力し、要援護者各人の要望 を聞き、要援護者支援活動
5	給食・給水班	避難所等での給食・給水のルールをつくり、 給食・給水活動
6	避難所運営班	施設管理者や市職員と協力し、避難所運営本 部を立ち上げ、避難所の自主的な運営

## 5 避難場所及び避難所等

避難場所や避難所等は、災害の種類や状況により変わります。単位自主防災組織は、災害の種類や状況に応じた、地区の避難場所や避難所等までの経路や場所を確認しておきます。

### (1) 一時避難場所

災害が発生した場合や災害が発生するおそれがある場合に、一時的に避難する場所で、各自治会により、近くの空き地や公園等が指定されています。

### (2) 広域避難場所

延焼火災で、地区内では身の安全が確保できないときに避難する場所で、小・中学校、高等学校、大規模公園等の広い場所が該当します。

### (3) 避難所

災害等によって被災し、自宅で生活を送れない地区住民を受け入れるための場所で、小・中学校等が該当します。

### (4) 風水害時臨時避難場所

風水害による被害が発生した場合や発生するおそれがある場合に、臨時的に避難する場所で、公民館等が該当します。

## 第2章 災害に対する備え

### 1 基本方針

災害が発生したときには、被害を最小限にとどめるために、自主防災組織等はもちろんのこと、各家庭においても「自助」の考えを基本とし、日頃から災害に対する十分な備えを行うとともに、発災直後に迅速かつ効果的な対応を図ることで被害を軽減することを目指していきます。

### 2 自主防災組織等の取組み

自主防災組織等は災害時に中心的な役割を果たすこととなります。そのため、災害時に円滑な防災活動が行えるよう、平常時から十分な備えをしておくことが必要です。また、防災知識の普及啓発活動を通じて、地区の防災力の向上に取り組みます。

#### (1) 防災資機材等の点検・管理

災害が起きたときに迅速に活動を開始できるように、市の防災週間（7月第1土曜日から1週間）に合わせて防災資機材の点検等を行います。

防災資機材の点検

防災資機材のリストを作成し、保有数や不足品の把握

防災資機材の不足品の整備・補充

#### (2) 防災知識の普及・啓発活動

上溝地区の防災力向上には、防災知識の普及・啓発活動が必要不可欠です。特に、多く人が集まるお祭りや地区のイベントなどの機会に、積極的に防災知識の普及・啓発を行っていきます。

危険箇所の把握（防災マップの作成）

防災ガイドブックを活用した防災知識の普及・啓発

地区のイベント等での防災知識の普及・啓発

- ・ 防災組織及び防災計画に関すること
- ・ 地震、火災、水災等についての知識に関すること
- ・ 各家庭の防災上の留意事項に関すること
- ・ 災害発生時における活動の重要性に関すること
- ・ 食料品や日用品の家庭内備蓄（3日以上）に関すること
- ・ ブロック塀の安全対策に関すること
- ・ その他防災に関すること

### (3) 防災訓練の実施

災害時にあわてずに行動できるよう、平日の昼間や夜間なども想定した年間のスケジュールを組み、手順の確認や技術の習得等に取り組みます。

組織体制作り訓練

情報収集・伝達訓練

消火訓練

防災資機材作動訓練（小型ポンプ、発動発電機など）

救出・救護、搬送訓練（要援護者対策を含む）

A E D取扱訓練

炊き出し訓練

図上訓練

自主防災組織相互応援訓練

### (4) 要援護者対策

災害時には、高齢者や乳幼児、妊婦、障がい者、外国人などは何らかの支援が必要な要援護者になります。地区の要援護者を支援できる体制づくりをします。

要援護者リストに係る協定の市との締結

要援護者マップの作成

リスト外の要援護者の把握

要援護者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

#### 災害時要援護者避難支援

災害時要援護者の避難支援には、マンパワー等の支援する力が不可欠であり、実効性のある避難支援を計画するために、避難支援等関係者になり得る者の活動実態を把握して、地区における避難支援等関係者をあらかじめ決めておくことが望ましい。その際、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織に限定して考える必要はなく、地区に根差した幅広い団体の中から、地区の実情にあった者とする。

また、避難支援等関係者となりうる者をより多く確保するのに当たっては、年齢要件等にとらわれず、地区住民の協力を幅広く得ることとする。

### (5) 空き家の災害対策

危険な空き家が増えている状況にあります。

空き家の把握と所有者による適正管理の推進をしていきます。

### (6) 高層建物の災害対策

高層共同住宅等の高層建物が増えている状況にあります。

高層建物への震災対策用設備等の確保について、建物管理者などとの話し合いを行っていきます。

### 3 各家庭での取組み

災害が起こったときに被害を最小限にとどめるためには、日頃から各家庭でも災害に対する備えをしておくことが、大変重要になります。

そのため、各家庭でも災害に対し、次のような備えをしておきましょう。

#### (1) 各家庭での防災に対する話し合い

災害を想定して、定期的に家族全員で防災に対する話し合いを行い、家族内での取り決めをしておきましょう。

災害の種類による避難所や避難場所

緊急連絡手段（災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板等）

災害情報の収集方法（気象庁ホームページや防災メール等）

#### (2) 家の安全対策

大震災では、多くの方が家屋の倒壊や家具の転倒等により命を落とすことが想定されていますので、災害時の被害を最小限に食い止めるため、各家庭内の危険箇所のチェックや安全確認をしましょう。

住居の耐震診断

家具の転倒・移動防止対策

出入口の確保状況

ガラスの飛散防止対策

非常持ち出し品や防災用具の点検・補充

消火器の設置

#### (3) 備蓄品の確保

災害発生後は、食料や日用品などの入手が困難になる場合があります。各家庭でも3日以上以上の備蓄をして災害に備えましょう。（高齢者や乳幼児がいる場合は、備蓄する品物にも注意しましょう。）

1人分の食料品の目安は、水：9リットル、食料品：9食分です。

#### (4) 危険箇所の把握

各家庭の周辺や避難所・避難場所まで経路上の危険な箇所を各家庭でも確認しておきましょう。

防災マップ

ハザードマップ、防災カルテなどによる過去の被害状況

( 5 ) 出火防止対策

地震の後などに起こる火災などの被害を「二次被害」といいます。「二次被害」は、各家庭での備えや行動で最小限にとどめることができるため、出火防止対策をしておきましょう。

台所の周りなど火を扱う場所の整理整頓  
感震ブレーカーの設置



# 3 応急対策計画 (地震・風水害)



# 第1章 地区災害対策本部活動

## 1 地区災害対策本部の設置

相模原市で「震度5強」以上の地震が観測された場合や東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられた場合、もしくは、風水害等により地区に甚大な災害被害が想定される場合には、地区連合自主防災組織は、地区連合防災隊長の参集をもって、上溝まちづくりセンター内に「上溝地区災害対策本部（以下「本部」という。）」を設置します。

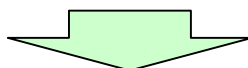
なお、地区連合防災隊長が参集できない場合は、代行順位上位者の参集をもって対応するものとします。

## 2 本部の活動内容

災害が発生した場合や災害が発生するおそれのある場合は、地区連合防災組織で本部を設置し、次のとおり活動を行います。

上溝まちづくりセンター内に本部を設置

- ・「市中央区本部上溝現地対策班（以下「市現地対策班」という。）」に本部を設置したことを連絡



各单位自主防災組織や避難所運営協議会との連絡体制の確立

- ・各单位自主防災組織や避難所運営協議会に本部を設置したことを連絡
- ・各单位自主防災組織の対応を調整

地区の被害状況等（火災、道路、橋梁、被災家屋など）の情報の取りまとめ

- ・各单位自主防災組織からの情報を整理（地図等を使っての整理）
- ・地区の被害状況等を市現地対策班に伝達

被害状況に応じた災害対応

- ・各单位自主防災組織と避難所の連絡調整
- ・被害の大きな地区への応援要請

情報の伝達

- ・市現地対策班からの対応策や情報を各单位自主防災組織や避難所に伝達

## 3 本部の廃止

地震、風水害等による災害発生のおそれがなくなった場合や東海地震予知情報及び警戒宣言が解除された場合、もしくは、発生した災害・応急対策が概ね終了したと認められる場合には、本部を廃止し、市現地対策班にその旨を連絡します。

## 第2章 単位自主防災組織活動

### 1 単位自主防災組織の本部の設置及び活動内容

#### (1) 単位自主防災組織本部の設置

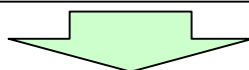
本部が設置され、「単位自主防災組織本部（以下「単位本部」という。）」の設置が必要と判断されたときは、単位自主防災組織は、単位自主防災隊長、副隊長、防災部長により、単位自主防災組織で定めた場所に「単位本部」を設置します。

なお、単位自主防災隊長が参集できない場合は、代行順位上位者の参集をもって対応するものとします。

#### (2) 単位本部の活動内容

災害が発生した場合や災害が発生するおそれのある場合は、単位自主防災組織で単位本部を設置し、次のとおり活動を行います。

単位自主防災組織で定めた場所に単位本部を設置  
・本部に設置したことを連絡

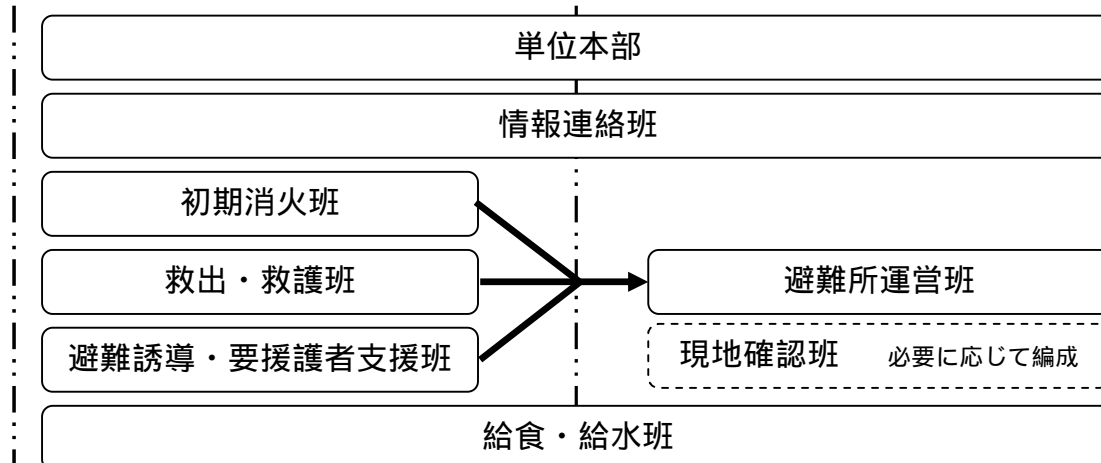


災害活動の統括  
・災害や参集の状況に応じ、単位自主防災組織各班を編成  
・単位自主防災組織各班の状況を把握し、地区全体の災害活動の統括

#### 自主防災組織各班の編成例（イメージ）

災害発生時等

避難所開設時



## 2 単位自主防災組織の各班の活動内容

### (1) 情報連絡班

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な防災・応急措置を行うため、情報の収集・伝達を行います。

#### < 活動の流れ >

地震・風水害関連情報等を収集

- ・ テレビ、ラジオ等による情報
- ・ 防災行政無線等による情報

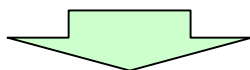
周囲の被害状況の情報を収集

- ・ 単位自主防災組織各班や住民、電話等による情報
- ・ 地区の被害の発生状況（火災、道路、橋梁、被災家屋など）



地区の被害状況等の情報の取りまとめ

- ・ 単位自主防災組織各班等からの情報を整理（地図等を使つての整理）
- ・ 地区の被害状況等を本部及び単位本部に伝達



情報の伝達

- ・ 本部からの情報や要請を単位本部や単位自主防災組織各班及び住民に伝達

#### 【伝達事項】

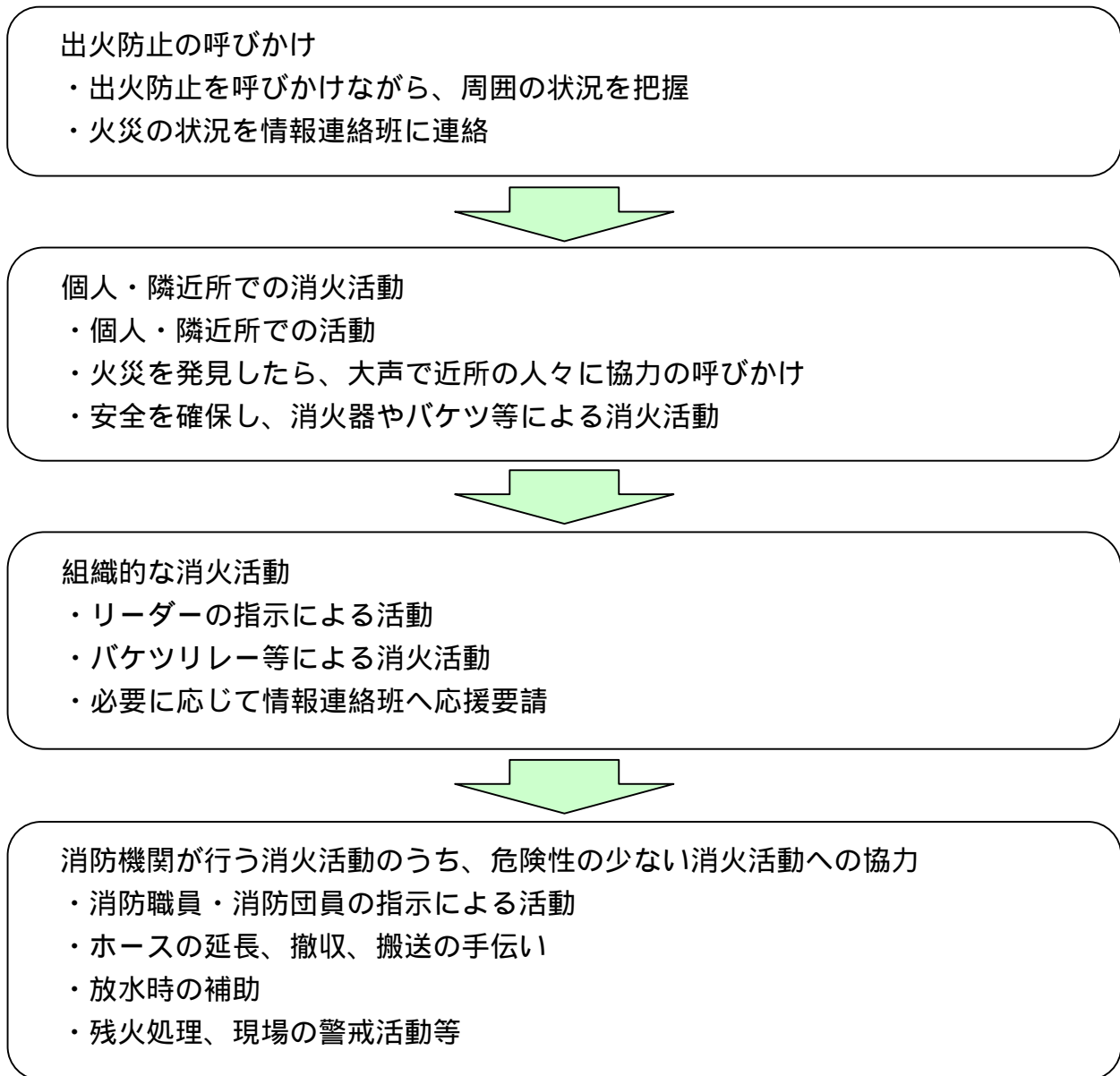
- ・ 避難勧告等の緊急事項
  - ・ 初期消火や救出・救護などの災害対応に関する応援要請
  - ・ 避難所や救護所の開設状況
  - ・ 道路やライフラインの状況
  - ・ 食料、飲料水ほか生活必需品に関する情報
  - ・ 誤つた情報の打ち消し
- など

## (2) 初期消火班

### 初期消火活動

発災後、初期段階においては、地区住民及び自主防災組織等は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防職員や消防団員の消火活動に協力をします。

< 活動の流れ >



### 水防活動

風水害時、雨量の増加による浸水（内水）や河川水位が堤防高近くになった場合には、浸水（内水）被害や堤防の越水を防ぐため、市及び消防団に協力し、土のう積みなどを行います。

### (3) 救出・救護班

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を必要とする者が生じたときは、安全を確保し、直ちに救出・救護活動を行います。

#### 救出・救護活動等の原則

服装等は、長袖、長ズボン、ヘルメット、軍手、タオル、懐中電灯 など  
救出・救護活動は、救命処置を必要とする者を優先して行います。

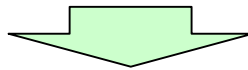
救出・救護の事態が火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出・救護を優先して実施します。

傷病者の救急搬送は、救命処置を必要とする者を優先して、医療機関に搬送し、その他の傷病者は、消防団員、自主防災組織等の協力を得て、自主的な応急手当を行います。

#### < 活動の流れ >

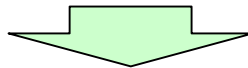
##### 要救出・救護者の確認

- ・ 救出・救護を必要とする者がいないか確認しながら、周囲の状況を把握
- ・ 建物の倒壊状況等を情報連絡班に連絡
- ・ 防災関係機関による救出が必要な場合は、119番通報し、出動を要請



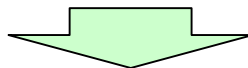
##### 個人・隣近所での救出・救護活動

- ・ 個人・隣近所での活動
- ・ 救出・救護者を発見したら、大声で近所の人々に協力の呼びかけ
- ・ 手近の資機材による人力作業



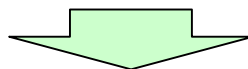
##### 組織的な救出・救護活動

- ・ リーダーの指示による活動
- ・ 救出・救護用資機材の使用による救出・救護
- ・ 必要に応じて情報連絡班へ応援要請



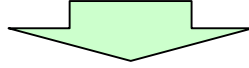
##### 消防機関が行う救出・救護活動のうち、危険性の少ない救出・救護活動への協力

- ・ 消防職員・消防団員の指示による活動
- ・ 2次災害の防止、現場の警戒活動等



#### 救出者の手当・搬送

- ・ 傷病者の手当や応急手当（止血、骨折部位の固定など）
- ・ 傷病者を最寄りの救護所へ誘導（救護所が開設されていない場合は、拠点救護所へ誘導）
- ・ 自力で動けない傷病者を担架やリヤカー等により最寄りの救護所へ搬送



#### 医療機関への搬送

- ・ 医療機関への搬送が必要な場合は、救護所から搬送



#### (4) 避難誘導・要援護者支援班

市長から避難勧告、指示等が出たとき、又は本部や単位本部の隊長等が避難の必要があると認めるときは、地区内にいる全ての人に対して、避難誘導を行います。

##### 災害時要援護者対策について

単位自主防災組織は、災害が発生した場合に、高齢者、障がい者、その他の特に配慮を要する者などの災害時要援護者に対して、地区住民及び関係機関等の協力を得て、効果的な応急対策を総合的かつ優先的に行うものとします。

##### (1) 災害発生時の対応

災害発生後概ね3日間を目途に、災害時要援護者の安否確認や避難支援等の支援活動を積極的に行います。

なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への支援活動については「災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参考に行います。

##### (2) 情報収集

大規模災害が発生した場合、支援組織は安全が確保される範囲内において、支援台帳等をもとに災害時要援護者宅の個別訪問など、主体的に安否確認を行い、地区内支援組織間での情報を共有するとともに本部に報告します。

なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への支援活動については「災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参考に行います。

##### (3) 避難誘導

発災後の避難誘導方法及び災害時要援護者別状況の対応については「災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参考に行うこととし、避難経路、避難場所については、安全を確認の上、指定された場所等に速やかに誘導します。

##### 福祉避難所について

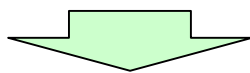
福祉避難所とは、避難生活において、特別な配慮を必要とする方を対象とする避難所です。

災害時に、一般の避難所や在宅での生活が著しく困難となった方を受け入れる、二次的な避難所として位置づけられ、災害発生後3日目を目途に施設の被災状況等を踏まえ、運営体制が整った施設から順次開設されます。

< 活動の流れ >

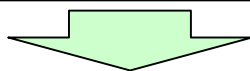
避難判断のための情報収集

- ・ 災害発生の危険性がある場所の状況を把握
- ・ 地区の状況を情報連絡班に連絡



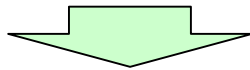
避難の周知

- ・ 避難の必要な住民等への周知（災害時要援護者は優先的に声かけ）
- ・ 避難時の注意事項の伝達
- ・ 災害の種類や状況に応じた避難場所の周知



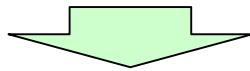
避難場所への誘導

- ・ 安全を確認しながら数人～数十人単位での避難
- ・ 近所の人に声をかけ、災害時要援護者の避難援助
- ・ 行方不明者の搜索
- ・ 情報連絡班に避難状況を連絡
- ・ 必要に応じて情報連絡班に応援要請



避難所への誘導

- ・ 火災や倒壊等で自宅へ戻れない住民に避難所の周知
- ・ 情報連絡班に避難状況を連絡



避難終了後の活動

- ・ 避難所での生活がなじまないなどの理由による在宅避難者の確認
- ・ 必要に応じて災害時要援護者を福祉避難所へ搬送（3日目以降を目途）

## ( 5 ) 給食・給水班

災害により給食・給水活動が必要な場合に、給食・給水のルールをつくり、救援物資等を公平に供給します。

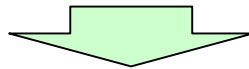
### < 活動の流れ >

#### 人数の把握

- ・ 救援物資等が必要な人数の把握

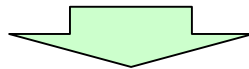
#### 救援物資等の調達

- ・ 単位自主防災組織の備蓄品等の提供
- ・ 各家庭からの持ち出し品等の利用



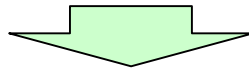
#### 不足物資等の確認

- ・ 不足する食料、飲料水、生活必需品等の確認
- ・ 不足する物資等を情報連絡班に連絡



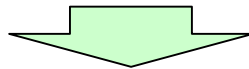
#### ルールづくり

- ・ 物資等を公平に供給するためのルールの作成
- ・ 不足する物品等における優先供給のルールの作成



#### 物資等の供給

- ・ 備蓄品や持ち出し品を活用した、炊き出しの実施
- ・ ルールに従い、食料、飲料水、生活必需品等の供給



#### 物資の受入

- ・ 中身の確認・仕分けと保管

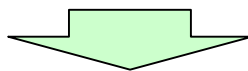
## (6) 避難所運営班

「避難所運営マニュアル」に基づき、避難所運営協議会と連携して避難所運営本部を立ち上げ、避難所運営を行います。

< 活動の流れ >

### 避難所運営本部の立ち上げ

- ・ 要請により、避難所開設への協力
- ・ 避難所運営本部を立ち上げ、自主的に活動
- ・ 作業班の編成
- ・ ボランティア等との連携



### 避難所の運営

- ・ 「避難所運営マニュアル」に基づき、避難所の運営

## 3 住民の安否確認

地区内の単位自主防災組織は、避難所運営協議会及び市現地対策班から、住民の安否確認の情報収集を行い、必要に応じて「現地確認班」を編成し、安全が確保される範囲内において現地確認を行い、住民の安否確認の情報収集を行います。

また、収集された情報については、適宜、本部に報告を行い、報告を受けた本部は、随時、市現地対策班に報告します。

## 4 在宅避難者の把握・支援

地区内の単位自主防災組織は、避難所運営協議会及び市現地対策班等から、在宅避難者の情報収集を行うとともに、随時、現地等での情報収集を行い、必要に応じて、避難所運営協議会及び市現地対策班等と協力して在宅避難者への支援を行います。

## 5 ボランティア活動

災害時におけるボランティア活動については、市現地対策班及び相模原災害ボランティアセンター等と連絡調整を行い、以下の各種活動分野に対して、必要に応じて支援を要請します。

### (1) 専門ボランティアの活動分野

- ア 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、柔道整復師等）
- イ 福祉（手話通話、介護士）
- ウ 無線（アマチュア無線技士、タクシー無線）
- エ 特殊車両操作（大型重機等操作資格者）
- オ 通訳（外国語通訳）
- カ 被災建築物の応急危険度判定（応急危険度判定士）
- キ 相談業務（弁護士、会計士、カウンセラー等）
- ク その他専門知識や技能を必要とする分野

### (2) 生活支援ボランティアの活動分野

- ア 救援物資の整理、仕分け、配分
- イ 避難所の運営補助
- ウ 救護所の運営補助
- エ 清掃
- オ 災害時要援護者等の生活支援
- カ 広報資料の作成
- キ その他危険のない作業

## 6 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図り、災害対応に取り組みます。

<p>他の自主防災組織との連携強化</p>	<p>単位自主防災組織を超えた連携として、地区連合自主防災組織がありますが、その他、以下のような連携づくりに努めます。 隣接する単位自主防災組織との連携（合同訓練の実施等） 地区連合自主防災組織間の連携・協力応援体制</p>
<p>市の支援体制の活用</p>	<p>単位自主防災組織は、防災の専門家や関係機関の指導、助言を必要とする面もあります。各種訓練の実施や日常活動を効果的に進めるためには、行政機関や防災関係機関との協力関係が必要です。 毎年、「自主防災組織変更届出書」をまちづくりセンター等に提出する際や、自主防災訓練、防災研修会、事業所訓練などを実施するため「防災訓練等実施申請書」や「消防訓練等実施申請書」を受持ちの消防署等に提出することによって、様々な市からの支援が受けられる体制となっています。</p>
<p>事業所との協力関係の構築</p>	<p>平日の昼間への対応として、地区内にある事業所と協力関係を構築しておくことは有効な手段です。 平常時の連携づくり ・事業所の自主防災組織への参加促進 ・事業所の防災訓練への参加促進 災害時における協力関係の構築 ・事業所内で編成する自衛消防隊の初動期での周辺地区への応援 ・事業所で保有する重機・機器及び関係施設の活用 市の役割 ・事業所への意識啓発 ・協力関係構築に関する指導</p>
<p>避難所運営を念頭においた協力体制の構築</p>	<p>避難所の運営は、避難所運営協議会が中心に行うこととなりますが、避難所の運営を円滑に行うため、平常時から、同一避難所に避難する単位自主防災組織や校長等及び避難所担当市職員とそれぞれの役割、業務内容などについて理解を深める協議の場を設けるとともに、実践的な避難所運営訓練を行うことが必要です。 特に、単位自主防災組織の避難所運営班は、避難所運営本部の立ち上げを行うとともに、運営本部内に組織される各作業班に加わり、具体的な運営管理を行います。</p>
<p>協力を依頼する人達との取り決め</p>	<p>医療関係従事者、民生委員・児童委員、建設業関係従事者、大型建設機械の操作技術者、その他の特殊技能者、アマチュア無線や手話通訳、救急救命士、応急危険度判定士等の資格取得者、ボランティア活動の希望者など、災害時に協力を依頼することが考えられる人、特に地区に在住・在勤している人達と災害時の協力・応援に関する取り決めを結んでおくことは、いざというときに大変役に立ちます。</p>



## 上溝地区防災計画検討協議会会則

### (名称)

第1条 本協議会は上溝地区防災計画検討協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 本協議会は、上溝地区防災計画の策定に際し、上溝地区の防災活動の方向性等について、会議で検討した結果を計画書としてまとめ、自助・共助の精神に基づく自主的な防災活動につなげることにより、上溝地区における防災・減災の取組を進めることを目的とする。

### (構成及び任期)

第3条 本協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

2 構成員の任期は、第1回の会議が開催された日から平成28年3月31日までとする。

3 構成員が退任した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第4条 本協議会に、会長1人及び副会長1人を置くものとし、構成員の互選により決定する。

2 会長及び副会長の任期は、構成員の任期によるものとする。

3 会長は、本協議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

### (会議)

第5条 本協議会の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が務めるものとする。

3 会議は、構成員の半数以上の出席をもって開催することとする。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に諮り、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

### (事務局)

第6条 事務局を相模原市危機管理局及び上溝まちづくりセンターに置く。

### (委任)

第7条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この会則は、平成27年3月11日から施行する。



別表（第3条関係）

	団体名等	委員数
1	上溝地区自治会連合会	3人
2	防災専門員	1人
3	上溝地区社会福祉協議会	1人
4	上溝地区民生委員児童委員協議会	1人
5	交通安全協会上溝支部	1人
6	上溝地区交通安全母の会	1人
	計	8人

検 討 経 過

会議名称	開催年月	備 考
まちづくり会議	平成27年 1月	検討協議会構成員の選任等
第1回計画検討協議会	平成27年 3月	検討内容等
第2回計画検討協議会	平成27年 4月	検討内容等
第3回計画検討協議会	平成27年 6月	検討内容等
第4回計画検討協議会	平成27年 7月	検討内容等
第5回計画検討協議会	平成27年 8月	検討内容等
第6回計画検討協議会	平成27年 9月	検討内容等
第7回計画検討協議会	平成27年10月	検討内容等
第8回計画検討協議会	平成27年11月	検討内容等
まちづくり会議	平成27年12月	上溝地区防災計画の策定